

委託番号	1406
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 受水槽清掃業務委託（市民交流活動センター）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市谷塚町752番地 草加市立市民交流活動センター
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容
 - (1) 実施時期 令和6年（2024年）7月（1回） ※ 日時は、別途協議する。
 - (2) 対 象 受水槽（2t） FRP製 1基
 - (3) 点検・清掃業務の範囲と方法
 - ① 点検及び清掃業務の範囲
 - ア 受水槽本体とそれに付帯する部分
 - イ 水槽内全面の清掃
 - ウ 逆止弁、ステップ、ボールタップ、電極棒、揚水ポンプ、その他給水設備全般
 - ② 清掃の方法
 - ア 受水槽の上部清掃とそれに付帯する部分の清掃
受水槽本体とそれに付帯する部分を清掃する。
ドレンバルブを開放（汚泥はドレン管から流さないよう注意すること。）する。
 - イ 受水槽内部清掃
 - ウ 高圧洗浄
 - エ 残水処理
 - オ 第1回消毒（次亜塩素酸ナトリウム＝次亜塩素酸ソーダ、濃度50mg/以上）
30分以上経過してからウエスで措置する。
 - カ 第2回消毒（同剤）
槽内侵入禁止とし30分から60分経過させる。
 - キ ドレンバルブ閉鎖
 - ク 受水槽に水を張る。
 - ケ 上記の作業完了後、末端の水道蛇口で水を採取し、色度、濁度及び遊離残留塩素（0.1mg/以上）等の水質検査を実施する。
- (4) 負担区分 作業に必要な工具類、測定器具、消耗品及び報告用紙、軽微な修理は受注者負担とし、電気、水道の料金は、委託業務における最小限について、発注者が負担とする。
- (5) 提出書類 作業に先立ち、次の書類を提出すること。
 - ① 建築物飲料水貯槽清掃業登録証明書の写し

- ② 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の規定による講習会の終了証明書の写し
- ③ 検便結果の写し
- ④ 作業者名一覧表（作業責任者を明記のこと。）

6 報告書 作業終了後、次の書類を提出のこと。

- (1) 点検報告書
- (2) 受水槽清掃完了報告書（作業前及び作業後の写真添付）
- (3) 水質検査報告書

7 緊急時の対応

緊急事態として想定される次の事項について、それぞれ必要な対応を図るものとする。

給水機能が停止した場合

- ・ 現場の機器類等を調査、点検し、機能の復帰を試みる。
- ・ 完全に復帰できない場合は、外部委託により調査し、整備する。

8 その他

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

9 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市市民活動センター 小西
電話048（920）3580

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人

情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

委託番号	8305
契約形態	業務委託

仕様書

- 1 件名 受水槽清掃業務委託（勤労青少年ホーム・住吉児童館）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月 1日から
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市立勤労青少年ホーム及び草加市立住吉児童館
草加市住吉二丁目2番8号
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容
 - (1) 清掃回数 年1回
 - (2) 作業日については、発注者と協議の上、決定する。
 - (3) 作業の際には、職員の立ち会いを求め主任技術者が直接指示し作業を行う。
 - (4) 上記主任技術者とは、法律・規則等の規定による資格を有する者である。
 - (5) 受注者は、業務実施後に、実施報告書を速やかに提出すること。
 - (6) 契約締結後、資格証明書を添付して主任技術者を定め報告すること。
 - (7) 清掃手順
 - ア 止水栓を止める。
 - イ ポンプの電源スイッチを切る。（ポンプの点検も行うこと。）
 - ウ ポンプ室、マンホールの周囲、マンホールの蓋等を清掃する。
 - エ 水中ポンプにて、受水槽内の水を排水する。
 - オ 受水槽の水を20cm程度残してポンプを止め、その水で内部の壁、床、天井等をデッキブラシ等で清掃する。
 - カ フード弁、ボールタップ類の点検と清掃、配管の錆落としをする。
 - キ 内部の汚水及び沈殿物をポンプその他にて槽外へ排水する。
 - ク 作業道具を50ppmの次亜塩素酸ナトリウム溶液にて消毒をする。
 - ケ 内部をきれいな水で洗い、その水を槽外へ排水する。（2回繰り返す。）
 - コ 次亜塩素酸ナトリウム50ppm溶液を散布し、15～30分経過後、塩素水を水洗いし、これを排除する。これを3回繰り返す。

- サ 止水栓を開き、受水槽に給水を始める。
- シ 給水タンクバルブを開ける。
- ス 各階の蛇口を通水する。
- セ 試飲採水。

6 その他

- (1) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

7 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
 - 草加市役所 契約課
 - 電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
 - 草加市役所 こども青少年課※ 児童・青少年係 山口
 - 電話048（928）6421（直通）
 - ※令和6年（2024年）3月31日までは子ども育成課

委託番号	3416
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 委託名 さかえ保育園・子育て支援センター受水槽清掃及び加圧ポンプ点検業務委託
- 2 履行期間 令和6年（2024年） 4月 1日から
令和7年（2025年） 3月31日まで
- 3 履行場所 草加市松原一丁目3番1号
草加市立さかえ保育園・草加市子育て支援センター
- 4 支払方法 業務完了払（1回）
- 5 対象設備・委託内容
 - (1) 受水槽 $8\text{ m} \times 1\text{ m} \times 1.5\text{ m} = 12\text{ m}^3$
 - (2) 水質検査 水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令の検査項目50種類のうち、次の10項目を行うこと。
(清掃後、検査報告書を提出)
一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、PH値、味、臭気、色度、濁度
 - (3) 加圧ポンプ KF-50P3.7（2台）
点検項目 自動運転、振動、異常音、負荷の状況、圧力計、配管の漏水
清掃時に1回
- 6 その他
 - (1) 音の出る点検は、午睡（午後1時から午後3時）の時間を避けること。
 - (2) 受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (3) 作業に必要な電気、水道は無償で使用できるものとする。
 - (4) 受注者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまた提供してはならない。
 - (5) 提出書類については、3部作成し、保育課、こども育成支援課及びこども家庭課に送付すること。
 - (6) 支払の請求については、3課（保育課、こども育成支援課及びこども家庭課）に分割し請求書を送付するものとし、請求割合については協議の上、決定すること。
 - (7) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(8) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(9) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

7 問合せ先

(1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話048（922）1129

(2) 契約締結後の問合せ先

草加市役所 こども未来部施設担当

電話048（922）1493

委託番号	7514
契約形態	業務委託

仕様書

- 1 件名 高架水槽・受水槽清掃業務委託
- 2 履行期間 令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで
- 3 履行場所 草加市松江一丁目1番32号
教育支援室及び社会福祉協議会
- 4 支払方法 業務完了月払(年1回払)
- 5 委託内容
 - (1) 清掃回数
年1回(法点検)
 - (2) 業務実施日
実施日については、担当者と協議する。
 - (3) 対象容量
 - ① 受水槽容量 3.0トン
 - ② 高架水槽容量 2.0トン
 - (4) 負担区分について
 - ① 発注者において負担すべきもの
清掃に係る光熱水費
 - ② 受注者において負担すべきもの
作業に必要な工具類、測定器具、消耗品及び報告用紙、軽微な修理
 - (5) 点検項目
受水槽・高架水槽等の内部及び外部の清掃を行い、清掃後、水道法に基づく水質検査を実施し、水槽内消毒記録とともに結果を報告する。なお、点検中に異常を発見した場合は、速やかに報告し対策を検討すること。
 - (6) 提出書類
作業に先立ち、次のものを提出すること
 - ① 建築物飲料水貯蓄清掃業登録証明書の写し
 - ② 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の規定による講習会の修了証明の写し
 - ③ 検便結果の写し
 - ④ 作業者名一覧表(作業責任者の明記のこと)
 - (7) 緊急整備
緊急事態として想定される次の事項について、それぞれ必要な対応をするものとする。
 - ① 現場の機器類等を調査し、点検の機能の復帰を試みる。

② 完全に復帰できない場合は、外部委託により調査し、整備する。

(8) 報告書

作業終了後、次のものを提出すること

① 点検報告書

② 高架水槽・受水槽清掃完了報告書（作業前、作業後の写真を添付すること）

6 その他

(1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

(5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7 問合せ先

(1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話048（922）1129（直通）

(2) 契約締結後の問い合わせ先

草加市教育委員会教育支援室 担当 能登

電話048（933）7591（直通）

委託番号	7712
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 高架水槽・受水槽清掃点検業務委託（中央公民館）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月 1日から
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市住吉二丁目9番1号
草加市立中央公民館
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容
 - (1) 実施期間
7月の1回とし、日時については協議する。
 - (2) 対象
 - ① 高架水槽（2t）1基
 - ② 受水槽（4,000×3,000×2,000 24t）FRP1基
 - (3) 点検・清掃業務の範囲と方法
別紙のとおり
 - (4) 負担区分について
 - ① 発注者において負担すべきもの
清掃に係る光熱水費
 - ② 受注者において負担すべきもの
作業に必要な工具類、測定器具、消耗品及び報告用紙、軽微な修理
 - (5) 提出書類
作業に先立ち、次のものを提出すること
 - ① 建築物飲料水貯蓄清掃業登録証明書の写し
 - ② 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の規定による講習会の修了証明の写し
 - ③ 検便結果の写し
 - ④ 作業者名一覧表（作業責任者の明記のこと）
 - (6) 緊急整備
緊急事態として想定される次の事項について、それぞれ必要な対応をするものとする。
 - ① 現場の機器類等を調査し、点検の機能の復帰を試みる。
 - ② 完全に復帰できない場合は、外部委託により調査し、整備する。
 - (7) 報告書
作業終了後、次のものを提出すること
 - ① 点検報告書
 - ② 高架水槽・受水槽清掃完了報告書（作業前、作業後の写真を添付すること）

6 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市立中央公民館 担当 隅田
電話048（922）5344（直通）

点検・清掃業務の範囲と方法

1 点検・清掃業務の範囲

- (1) 高架水槽・受水槽本体とそれに付帯する部分
- (2) 水槽内全面の清掃
- (3) 逆止弁、ステップ、ポールタップ、電極棒、揚水ポンプ、その他吸水設備全般

2 清掃の方法

- (1) 受水槽の上部清掃とそれに付帯する部分
- (2) 受水槽本体とそれに付帯する部分及びドレンバルブ開放（汚泥はドレン管から流さないように注意すること。）
- (3) 受水槽内部清掃
- (4) 高圧洗浄
- (5) ウェスで残水処理
- (6) 第1回消毒（次亜塩素酸ナトリウム濃度50mg/l以上）が30分以上経過してからウェスでふきとる
- (7) 第2回消毒（同剤）以後槽内侵入禁止30分から60分経過させる
- (8) ドレンバルブ閉鎖
- (9) 受水槽に水を張る
- (10) 高架水槽清掃は受水槽清掃と同様とする
- (11) 上記の作業完了後、末端の水道蛇口で水を採取し、色度、濁度、遊離残留塩素（1.0mg/l以上）等の水質検査を実施する

委託番号	7904
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 受水槽清掃業務委託（新里文化センター）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市新里町983番地
草加市立新里文化センター
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容
 - (1) 対象
ステンレスパネル溶接型ポンプ室付受水槽1基
サイズ 1,500×3,000×2,500H
有効水量 4.0m³
 - (2) 清掃回数
年1回とし、作業日については協議のうえ決定する。
清掃後、水質検査を行うものとする。
 - (3) 点検・清掃業務の方法
 - ① 受水槽内の点検を行い、塗装等の補修が必要な場合には、必要な補修材を準備する。
 - ② 末端給水栓において残留塩素の測定及び透明なガラスコップに水を取り、色、臭気、濁りの有無を確認する。
 - ③ マンホールの蓋を開けた時、天井上部にたまっているゴミや埃等が水槽内に入らないように水槽上部を清掃する。
 - ④ 給水の元栓を閉栓する。
 - ⑤ 受水槽内の水を排水する。
 - ⑥ バケツ等に塩素濃度約50mg/Lの次亜塩素酸ナトリウム溶液を入れ、デッキブラシ等の器具を浸し、消毒する。
 - ⑦ 受水槽内部をデッキブラシ等で清掃し、その後高圧洗浄を行う。
 - ⑧ 内部の汚水及び沈殿物を槽外へ排水し、残水をウエスで拭きとる。
 - ⑨ 塩素濃度約50mg/Lの次亜塩素酸ナトリウム溶液をモップやウエス等で全面に塗布する。30分以上放置した後水洗いを行い、残水を拭き取る。これを2回行う。
 - ⑩ 消毒排水を完全に排水した後30分経過してから水槽内に水を張る。
 - ⑪ 末端給水栓において残留塩素の測定（0.2mg/L以上）及び透明なガラスコップに水を取り、水質検査を実施する。
 - (4) 負担区分について
 - ① 発注者において負担すべきもの
清掃に係る光熱水費
 - ② 受注者において負担すべきもの
作業に必要な工具類、測定器具、消耗品、軽微な修理

(5) 提出書類

作業に先立ち、次のものを提出すること。

- ① 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書の写し。
- ② 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の規定による講習会の終了証明の写し
- ③ 検便結果の写し
- ④ 作業者名一覧表（作業責任者を明記のこと）

(6) 報告書

作業終了後、次のものを提出のこと。

- ① 点検報告書
- ② 受水槽清掃完了報告書（作業前、作業後の写真添付のこと。）
- ③ 水質検査報告書

(7) 緊急時の対応

緊急事態として想定される次の事項について、それぞれ必要な対応をするものとする。

- ① 現場の機器類等を調査し、点検の機能の復帰を試みる。
- ② 完全に復帰できない場合は、外部委託により調査し整備する。

6 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

7 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市立新里文化センター 大久保
電話048－927－3362（直通）

委託番号	8010
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 受水槽清掃業務委託（新田西文化センター）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市清門三丁目49番地1
草加市立新田西文化センター
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容
 - (1) 実施期間
年1回とし、作業日については協議のうえ決定する。
 - (2) 対象
 - ① ポンプ室付受水槽（1,500×4,500×2,000H）ステンレスパネル 1基
有効容量 4 t
 - (3) 点検・清掃業務の範囲と方法
別紙のとおり
 - (4) 負担区分について
 - ① 発注者において負担すべきもの
清掃に係る水光熱費
 - ② 受注者において負担すべきもの
作業に必要な工具類、測定器具、消耗品、軽微な修理
 - (5) 提出書類
作業に先立ち、次のものを提出すること。
 - ① 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書の写し。
 - ② 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の規定による講習会の終了証明の写し
 - ③ 検便結果の写し
 - ④ 作業者名一覧表（作業責任者を明記のこと）
 - (6) 報告書
作業終了後、次のものを提出のこと。
 - ① 点検報告書
 - ② 受水槽清掃完了報告書（作業前、作業後の写真添付のこと。）
 - (7) 緊急時の対応
緊急事態として想定される次の事項について、それぞれ必要な対応をするものとする。
 - ① 現場の機器類等を調査し、点検の機能の復帰を試みる。
 - ② 完全に復帰できない場合は、外部委託により調査し、整備する。

6 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市立新田西文化センター 初田
電話048（942）0778（直通）

点検・清掃業務の範囲と方法

1 点検・清掃業務の範囲

- (1) 受水槽本体とそれに付帯する部分
- (2) 水槽内全面の清掃
- (3) 逆止弁、ステップ、ポールタップ、電極棒、揚水ポンプ、その他給水設備全般

2 清掃の方法

- (1) 受水槽の上部清掃とそれに付帯する部分
- (2) 受水槽本体とそれに付帯する部分
ドレンバルブ開放（汚泥はドレン管から流さないように注意すること）
- (3) 受水槽内部清掃
- (4) 高圧洗浄
- (5) ウェスで残水処理
- (6) 第1回消毒（次亜塩素酸ナトリウム濃度 50 mg/l 以上）が30分以上経過してからウェスでふきとる。
- (7) 第2回消毒（同剤）以後槽内侵入禁止30分から60分経過させる。
- (8) ドレンバルブ閉鎖
- (9) 受水槽に水を張る。
- (10) 上記の作業完了後、末端の水道蛇口で水を採取し、色度、濁度、遊離残留塩素（ 1.0 mg/l 以上）等の水質検査を実施する。

委託番号	8207
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 高架水槽・受水槽清掃業務委託（川柳文化センター）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月 1日から
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市青柳六丁目45番17号
草加市立川柳文化センター
- 4 支払方法 業務完了払い（年1回）
- 5 委託内容
 - (1) 実施期間 概ね10月の1回とし、日時については協議する。
 - (2) 対 象 高架水槽（1 t） 1基
受水槽（3 t） 1基
 - (3) 点検・清掃業務の範囲と方法 別紙のとおり
 - (4) 負担区分について
 - ① 発注者において負担すべきもの
作業に係る最小限の光熱水費
 - ② 受注者において負担すべきもの
作業に必要な工具類、測定器具、消耗品及び報告用紙、軽微な修理
 - (5) 提出書類 作業に先立ち、次のものを提出すること。
 - ① 建築物飲料水貯蓄清掃業登録証明書の写し
 - ② 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の規定による講習会の修了証の写し
 - ③ 検便結果の写し
 - ④ 作業者名一覧表（作業責任者を明記のこと）
- 6 報告書 業務終了後、次のものを作成し、担当の確認を受け提出のこと。
 - (1) 点検報告書
 - (2) 高架水槽・受水槽清掃完了報告書（作業前、作業後の写真添付のこと）
- 7 緊急時の対応
不時の故障の際、直ちに技術員による迅速な修理を行う。
なお、部品の交換他、故障修理に必要な費用は別途、発注者負担とする。
- 8 そ の 他
 - (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

- ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

8 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話 048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市立川柳文化センター 担当 杉田
電話 048（936）4088

点検・清掃業務の範囲と方法

1 点検・清掃業務の範囲

- (1) 高架水槽・受水槽本体とそれに付帯する部分
- (2) 水槽内全面の清掃
- (3) 逆止弁、ステップ、ポールタップ、電極棒、揚水ポンプ、その他吸水設備全般

2 清掃の方法

- (1) 受水槽の上部清掃とそれに付帯する部分
- (2) 受水槽本体とそれに付帯する部分
ドレンバルブ開放（汚泥はドレン管から流さないように注意すること）
- (3) 受水槽内部清掃
- (4) 高圧洗浄
- (5) ウェスで残水処理
- (6) 第1回消毒（次亜塩素酸ナトリウム濃度50PPM以上）
30分以上経過してからウェスでふきとる。
- (7) 第2回消毒（同剤）以後槽内侵入禁止30分から60分経過させる。
- (8) ドレンバルブ閉鎖
- (9) 受水槽に水を張る。
- (10) 高架水槽清掃は受水槽清掃と同様とする。
- (11) 上記の作業完了後、末端の水道蛇口で水を採取し、色度、濁度、遊離残留塩素（0.1ppm以上）等の水質検査を実施する。